

## 渇水対策に関する現状および今後の対応について(報告)

### 琵琶湖の現状 (令和6年1月18日午前6時 時点)

- 水位 : B.S.L. - 78cm ※平年値 B.S.L. - 26cm
- 降水量 : 9月の琵琶湖流域平均降水量109mm ※平年値 204mm  
(累計) 10月の琵琶湖流域平均降水量107mm ※平年値 142mm  
11月の琵琶湖流域平均降水量 97mm ※平年値 98mm  
12月の琵琶湖流域平均降水量 96mm ※平年値 125mm

### これまでの経緯と今後の対応 ※今後の水位はおおよその目安

- 10月25日 B.S.L. - 49cm: 水位低下による影響調査開始
- 11月14日 B.S.L. - 60cm: 水位低下抑制のための対応を国に要望
- 11月27日 B.S.L. - 65cm: 水位低下連絡調整会議(議長:土木交通部長)  
影響調査開始
- 12月5日 影響調査結果公表
- 1月4日 B.S.L. - 78cm: 渇水対策本部設置(本部長:副知事)、影響調査開始
- 1月5日 渇水への対応を国・水資源機構に要望
- 1月16日 影響調査結果公表
- 月○日 B.S.L. - 90cm程度 : 国主催の琵琶湖・淀川渇水対策会議において  
取水制限等を検討  
異常渇水対策本部設置(本部長:知事)

### 渇水に伴う状況調査結果について(概要)

- 社会面 : 船舶の航行障害、港湾施設の機能障害、漁業への支障、等
  - 環境面 : 干陸化(水際線の後退)、水草の浮遊・漂着
- ※詳細は別添「渇水に伴う状況調査結果について」参照

(参考)

○水位低下連絡調整会議

構成：土木交通部長を議長とし、担当課長等 43 名で構成

役割：水位低下による諸影響の状況調査を開始し、情報収集に努める

○渇水対策本部

構成：土木交通部を担任する副知事を本部長とし、本部員として担当部長等 12 名、専門部員として担当課長等 36 名で構成

役割：水位低下による諸影響の状況調査を引き続き実施するとともに、さらに綿密な情報収集に努め、国・水資源機構へ早急な対応を求めるべき 事項や県・市町等で対応が必要となる事項等を取りまとめ、迅速かつ機動的な活動を展開する

# 滋賀県渇水対策本部設置要領

## (設置)

第1条 県下における渇水に対し、総合的かつ一元的な対策を図るため、滋賀県渇水対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

## (構成)

第2条 本部の構成員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本部長
- (2) 本部員
- (3) 専門部員

2 本部長は、土木交通部を担任する副知事をもって充てる。

3 本部長に事故あるとき、または欠けたときは、土木交通部長の職にある者がその職務を代行する。

4 本部員および専門部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

## (構成員の職務)

第3条 本部長は、本部の事務を統轄する。

2 本部員は、それぞれの職務に応じて本部長を補佐し、所掌事務を処理する。

3 専門部員は、それぞれの職務に応じて本部員を補佐し、本部の事務に従事する。

## (所掌事務)

第4条 本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 渇水対策の総括および調整
- (2) 渇水による影響等の調査
- (3) 関係機関との連絡調整
- (4) その他必要な事項

## (事務局)

第5条 本部の事務を処理するため、土木交通部流域政策局広域河川政策室内に事務局を置く。

## (雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、そのつど本部長が定める。

## 付 則

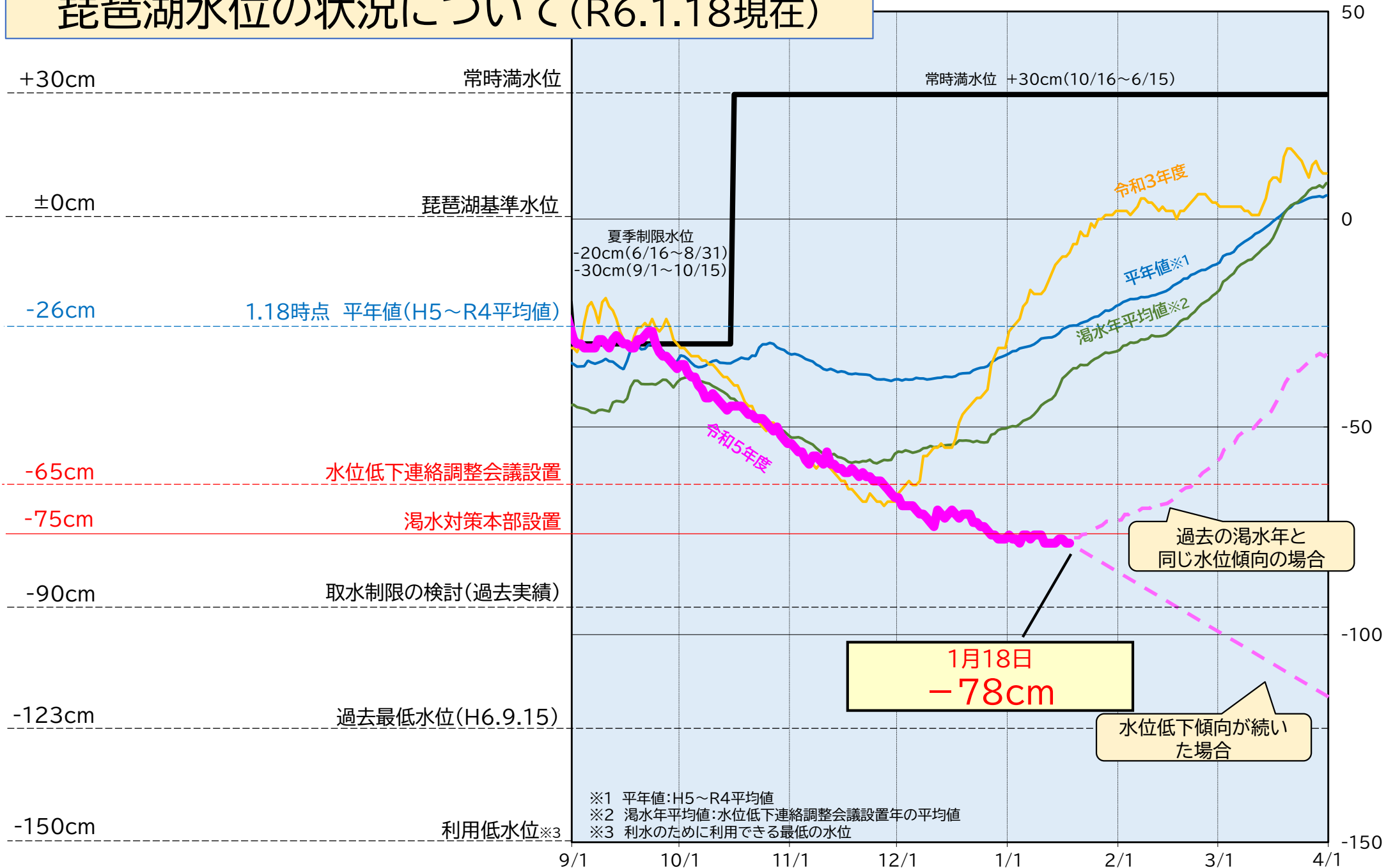
この要領は、令和 6 年 1 月 4 日から施行する。

別 表(第2条関係)

本 部 員	専 門 部 員
知事公室長	秘書課長 広報課長
防災危機管理監	防災危機管理局副局長
総合企画部長	企画調整課長
総務部長	人事課長 市町振興課長 びわこボートレース局長
文化スポーツ部長	文化芸術振興課長 文化財保護課長 スポーツ課長
琵琶湖環境部長	環境政策課長 琵琶湖保全再生課長 循環社会推進課長 下水道課長 森林政策課長 自然環境保全課長
健康医療福祉部長	健康福祉政策課長 生活衛生課長
商工観光労働部長	商工政策課長 産業立地推進室長 観光振興局副局長
農政水産部長	農政課長 みらいの農業振興課長 水産課長 耕地課長
土木交通部長	監理課長 交通戦略課長 道路保全課長 都市計画課長 流域政策局長 広域河川政策室長 河川・港湾室長 水源地域対策室長 土木事務所長(地域調整監)
企業庁長	経営課長
教育長	教育総務課長 幼小中教育課長

# 琵琶湖水位の状況について(R6.1.18現在)

水位(cm)



※1 平年値:H5~R4平均値  
 ※2 渇水年平均値:水位低下連絡調整会議設置年の平均値  
 ※3 利水のために利用できる最低の水位

## 近年の渇水状況

年度	最低水位	取水制限実績		
		第1次	第2次	第3次
平成6年度 (渇水対策本部設置)	−123cm (H6.9.15) (過去最低水位)	−94cm ○	−108cm ○	−116cm ○
平成7年度 (渇水対策本部設置)	−94cm (H7.12.23、24)	—	—	—
平成9年度 (水位低下 連絡調整会議設置)	−69cm (H9.11.14)	—	—	—
平成11年度 (水位低下 連絡調整会議設置)	−68cm (H12.1.9)	—	—	—
平成12年度 (渇水対策本部設置)	−97cm (H12.9.10)	−95cm ○	—	—
平成14年度 (渇水対策本部設置)	−99cm (H14.10.29~11.1)	−94cm ○	—	—
平成17年度 (渇水対策本部設置)	−78cm (H17.12.5)	—	—	—
平成18年度 (水位低下 連絡調整会議設置)	−66cm (H18.11.19)	—	—	—
平成19年度 (水位低下 連絡調整会議設置)	−65cm (H19.12.4)	—	—	—
令和3年度 (水位低下 連絡調整会議設置)	−69cm (R3.11.27)	—	—	—

# 当面の対応について

令和6年(2024年)1月4日  
滋賀県渇水対策本部

## 1 渇水に伴う影響等の把握

渇水に伴う影響等について、次により更に綿密に把握する。

- (1) 県庁各課等、地方行政機関が連携して綿密な調査を行うなど影響把握を充実させる。
- (2) 初回の影響等の調査は、速やかに実施することとし、2回目以降は水位変動状況を踏まえ、本部長の指示により適宜実施する。なお、初回調査結果については令和6年1月12日12時までに事務局(広域河川政策室)へ報告する。

## 2 渇水に伴う対策

当面、次の対策を講じる。

- (1) 対応が必要な事象が発生した場合は、関係部局において時期を逸することなく必要な対策を講じる。
- (2) 県庁舎等において節水を実施するとともに、市町へも同様の対応を要請する。
- (3) 県民や琵琶湖の水を使う京阪神の方々に対し、ホームページ、SNS、道路情報板等を用いて引き続き琵琶湖の水を大切に使うよう呼びかける。

## 3 国等への要望

- (1) 近畿地方整備局に対し、琵琶湖の水位低下を最小限にとどめるため、早期に関係者による節水等の取組が進められること、水系全体のダム群との統合管理による効率的な利水運用や下流維持流量の適切な管理を行うことについて要望する。
- (2) 水資源機構琵琶湖開発総合管理所に対し、航路機能の確保や、湖辺の環境等に関する影響把握について要望する。

## 4 その他

今後の水位低下とその影響や、淀川における渇水調整の状況を注視しつつ、今後、次のような対策について検討する。

- (1) 琵琶湖・淀川利水代表者会議等の申し合わせによる節水キャンペーンが実施される場合、これに合わせた県内の利水者、県民等への節水を呼びかけ。
- (2) 琵琶湖・淀川渇水対策会議の申し合わせによる取水制限が実施される場合、これに合わせた県内利水者における取水制限等の対策の実施を呼びかけ。
- (3) マイナス90cmに達し、なお水位が低下するおそれがある場合は、知事を本部長とする「異常渇水対策本部」へ移行し、体制強化を図ることとする。

なお、上記方針の範囲内で、各自実施した事項について、事務局に適宜報告する。

(青字：12月5日公表後、12月22日までの追加情報)

(赤字：今回追加情報)

## 渇水に伴う状況調査結果について（報告）

渇水に伴う状況調査（1月12日現在）を実施した結果、確認された影響等は次のとおりです。

### 1. 湖辺・港湾・舟溜等の状況

- ・一部で干陸化(水際線の後退)、水草の浮遊・漂着を多数確認したが、腐敗臭はほぼ発生していなかった
- ・一部の港湾、漁港・舟溜、マリナーで岸壁等と船舶との高低差が大きくなることにより乗降、荷物の積下ろし、船の揚降に支障（報告事例が増加）  
(びわ湖フローティングスクールでは、竹生島港において、乗降が危険となることなどから、竹生島見学を中止。長浜港への入港を中止。)

### 2. 水道関係(生活衛生課、産業立地推進室、企業庁)

- ・影響なし

### 3. 水質関係(琵琶湖保全再生課)

- ・影響なし

### 4. 森林関係(森林政策課)

- ・影響なし

### 5. 農作物(農政課、みらいの農業振興課、耕地課)

- ・影響なし

### 6. 水産関係(水産課)

- ・水深減による航行障害、漁港での漁獲物の荷揚げ等の作業性低下、瀬田川等一部の漁場の縮小や変更、漁船の舳先やスクリューの破損（報告事例が増加）
- ・水草が絡まりやすくなることによる航行障害
- ・エリの設置や補修の作業効率低下、南湖の一部のエリで休漁
- ・生簀の網地が着底することによる網の破損

### 7. 観光・レジャー関係(観光振興局)

- ・一部の観光用船舶で航路が浅くなり、運行に支障
- ・一部の湖上アクティビティに軽微な影響(サップのボードが湖底に当たるなど)



(青字：12月5日公表後、12月22日までの追加情報)

(赤字：今回追加情報)

## 8. 消防水利関係（防災危機管理局）

- ・一部で湖面からの取水が困難となっているが、近傍の消火栓などからの取水で対応可能となっているため、影響なし

## 9. スポーツ・学校関係（スポーツ課、教育総務課）

- ・漕艇場周辺の水深減による競技艇の座礁や作業船・救助船のプロペラ破損  
→藻が水面に露出し、ボートのオールに絡むなどの支障(水面の藻がなくなり、  
解消)

## 10. 文化財関係（文化財保護課）

- ・坂本城跡、長浜城遺跡が露出

## 11. その他

- ・奥の洲（長浜市）周辺のヨシ条例に係る保護地区の一部で、観光客による植物踏み荒らし（琵琶湖保全再生課）

(参考・琵琶湖水位)

- ・12月1日・・・-67cm
- ・12月22日・・・-73cm
- ・1月12日・・・-78cm